

令和5年度 秋開始

オミクロン株 (XBB.1.5) 対応

予約のない方は受けることができません

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ

接種費用
無料

すべての方が自己負担なしで
新型コロナワクチンを接種できるのは
令和6年3月31日までです。

■**接種対象者** 生後6か月以上で初回接種を完了し、前回接種から3か月以上経過した方

お願い

接種を希望される方で、下記に該当される方は **10月20日(金)** までに
役場健康福祉課 (☎6-0104) へご連絡ください。

▶乳幼児 (生後6か月～4歳)

▶小児 (5～11歳)

▶初回接種を完了していない方

■接種までの流れ



事前に予約をしてください。
(電話 / 窓口 / QRコード)



役場から
必要書類が届きます。
(予約確認票、接種券等)



必要な物を持ち、指定された
日時に会場へお越しください。

■接種の日程

◆中央公民館 ※臨時バスを運行します。

	接種日	予約受付期間	接種対象者	使用するワクチン
10月予約受付	11月11日(土)	10月2日(月)	12歳以上の方	オミクロン株 (XBB.1.5 対応) ファイザー社 またはモデルナ社
	12月2日(土)	10月13日(金)		
	12月16日(土)	1日の定員400名。 定員になり次第受付 を締め切ります。		

◆島前病院 ※臨時バスは運行しません。

	接種日	予約受付期間	接種対象者	使用するワクチン
	1月20日(土) 午前	12月18日(月) 12月27日(水)	①乳幼児 (生後6か月～4歳) ②小児 (5～11歳) ③中央公民館の集団接種の日 程で都合のつかない方	オミクロン株 (XBB.1.5 対応) ①ファイザー社 (乳幼児用) ②ファイザー社 (小児用) ③ファイザー社 またはモデルナ社
	2月17日(土) 午前			
	3月23日(土) 午前			

予約・お問い合わせ

西ノ島町役場 健康福祉課 (電話 / 窓口 / QRコードのいずれか)

電話・窓口での予約：8:30～17:00 (平日のみ)

QRコードでの予約：24時間受付可

☎08514-6-0104

※予約開始当初は電話が混み合う場合がありますのでご了承ください。



<中央公民館>
予約受付 QRコード



<島前病院>
予約受付 QRコード

要予約

司法書士、法務局、市町村職員にお気軽にご相談ください

相続登記の申請義務化に伴い合同相談会を開催します

来年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。相続登記の申請が義務化されると正当な理由なく期限内に相続登記の申請をしない場合、過料に処せられる可能性があります。また、法改正後に発生した相続のみならず、法改正以前から相続登記をしていない不動産についても適用があります。この大きな法改正によって、県民の方々の不安や混乱を招く可能性が考えられるため、相続登記の申請義務化を前に島根県全域で相談会を開催します。

島根県司法書士会の司法書士及び法務局職員並びに市町村職員による合同相談会ですので、相続登記のことだけでなく、相続全般や遺言書保管制度、相続土地国庫帰属制度、空き家、固定資産税のことなどさまざまな相談に応じます。

相談会は、予約優先ですので事前に予約をお願いいたします。相続に関してお悩みの方はこの機会にぜひご相談ください。



相続全般・遺言書保管制度・
相続土地国庫帰属制度・空き家・
固定資産税 など
お気軽にご相談ください。



西ノ島町では以下の日時・場所で無料相談会を開催します。

◆日時

令和5年11月3日(金・祝)
11:00～15:00

◆場所

西ノ島町役場 大会議室
(西ノ島町大字美田600番地4)

◆予約先

島根県司法書士会 ☎0852-24-1402
※受付時間：毎週月～金曜日の10時から16時まで

お問い合わせ先：西ノ島町役場 町民課 (電話：08514-6-0103)

10月は、
臓器移植普及推進月間
骨髄バンク推進月間

10月10日は、
目の愛護デー

マスコットキャラクター
まごころば



移植医療は、医療者と患者さんだけでなく、第三者の方からの善意によるご提供から成り立っています。



『提供したい』『提供したくない』どちらも一人ひとりの平等で大切な意思です。大切な意思を表示し、ご家族でお話しましょう。



《お問い合わせ》

出雲市塩冶町223-7
しまねまごころバンク

電話 0853-22-2556

2023年

漁業センサスが実施されます

農林水産省は、令和5年11月1日現在(流通加工調査は令和6年1月1日現在)で「2023年漁業センサス」を実施します。

「漁業センサス」は、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業などの漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握することを目的に、統計法に基づいて5年ごとに行う大規模な調査です。

10月下旬から調査員が漁業関係者の方々を訪問しますので、調査票に漁業の操業状況などの記入をお願いします。なお、スマートフォン等を利用したオンラインでの回答も可能ですのでぜひご利用ください。回答内容は、統計を作成するためだけに使われます。統計調査員や調査関係者が調査内容を他に漏らしたり、その他の目的に使用することは法律で厳しく禁じられています。

「漁業センサス」は、漁業の現状を知り将来を考えるための大切な調査です。ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先：西ノ島町役場 議会事務局
(電話：08514-6-0026)